

## 1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年6月14日付け環境第130号-6-(8)及び環境第130号-6-(13)で行った行政情報部分開示決定は妥当ではなく、行政情報部分開示決定において不開示とした部分のうち、当審査会において開示相当と判断した別紙部分につき、開示すべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて令和3年4月30日付けで行った行政情報開示請求に対し、実施機関が令和3年6月14日付けで行った行政情報部分開示決定について、これを取り消し、公害防止協定書付属文書「土壌・地下水汚染対策」部分（以下「本件行政文書」という。）につき、土壌汚染・地下水対策に関わる特定有害物質に関する部分を開示する決定を求めるものである。

## 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、口頭による意見陳述で主張した行政情報部分開示決定に対する不服や反論の要旨は、本件行政文書のうち、土壌汚染と地下水汚染対策の不開示部分について、不開示とする正当な理由がない、開示をしても法人の利益を損なうことはない、というものである。

## 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 工場において過去・現在において使用している特定有害物質の情報と工場内の具体的な場所等について紐づけた情報は操業に係る秘匿性の高いものであり、当該部分について、当該法人に対し意見照会をした際に、「開示することについて支障がある」との回答を得ていることから、公にすることにより当該法人の事

業上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当すると判断し、不開示とした。

- (2) 工場内の汚染の恐れとの区分と薬品等の保管基準、設備の点検基準等については、法人における工場運営の具体的な技術上のノウハウで構成される秘匿性の高い情報である。当該部分については、当該法人に対して意見照会をした際に、「開示することについて支障がある」との回答を得ていることから、公にすることにより当該法人の事業上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報に該当すると判断し、不開示とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

### (2) 条例第7条第2項3号（法人情報）の意義について

本号は、法人の適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、公にすることにより法人の事業上の地位その他正当な利益が害されると認められる情報を不開示と定めている。

この点、「正当な利益を害すると認められるもの」とは、開示することにより、法人の事業活動上の正当な利益を明らかに侵害する情報をいい、これに該当する情報の典型としては、生産技術上や営業販売上のノウハウに関する情報、経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれる情報などがある。開示請求に係る情報が「正当な利益を害すると認められる」情報に該当するか否かは、当該情報の内容はもとより、法人の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、開示する場合の不利益の有無等について個別具体的に慎重な調査・検討を行い、客観的に判断する必要があるものと解される。そして、「正当な利益を害すると認められる」には、抽象的な可能性では足りず、正当な

利益を害する蓋然性が客観的に認められることが必要である。

(3) 条例第7条第2項第3号（法人情報）該当性について

当審査会では、本件行政文書の土壌汚染・地下水汚染対策部分を開示することにより法人の事業上の地位その他正当な利益を害すると認められるかの判断にあたり、各法人に対し、本件行政文書の開示による法人への不利益の有無について照会をしたところであるが、法人Aからは、①本件行政文書の開示により法人の製造能力や製法が判明する可能性は低い。②有害物質等の所在や排出情報により、近隣住民土地の価格が下がる等、近隣住民に迷惑がかかる可能性がある。③情報開示による支障については、あくまで可能性があるにとどまり、確実性を伴う蓋然性はない。との回答を得た。また、法人Bは、①土壌汚染の恐れがあるエリアと恐れがないエリアが明確になる事により、外部から悪戯（持込、投棄）のリスクが発生する。②B法人の薬品保管基準が明確に記載されており、競合他社にB法人環境配慮が真似され、競合他社との差別化がなくなることで、取引先からの評価が下がり、重大な支障を来す恐れがある。また、保管場所が明確になる事でテロ行為の標的になるリスクがある。③情報開示による支障については、事業の利益を害する可能性があると認識している。との回答を得た。

いずれの法人の回答でも、本件行政文書の開示により法人にとって不利益を生じる可能性があるとの主張にとどまり、法人の正当な利益を害する蓋然性が客観的に認められる具体的な根拠や証拠が存在するわけではない。そのため、当審査会としては、本件行政文書の開示により法人の正当な利益を害する蓋然性が客観的に認められるとまではいえないと考える。

したがって、本件行政文書について、条例第7条第2項第3号を根拠に不開示とすることは相当ではなく、実施機関が同号を根拠に不開示とした部分については、開示すべきである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月9日	・ 諮問書受理
令和4年6月6日	・ 審議 (令和4年度第2回審査会合議体)

令和4年7月15日	・実施機関による口頭意見陳述及び審議 (令和4年度第3回審査会合議体)
令和4年8月19日	・審議 (令和4年度第4回審査会合議体)
令和4年10月3日	・審議 (令和4年度第5回審査会合議体)
令和4年11月4日	・審査請求人による口頭意見陳述及び審議 (令和4年度第6回審査会合議体)
令和4年12月13日	・答申

経緯 (参考)

令和3年4月30日 行政情報開示請求

令和3年6月14日 行政情報部分開示決定

令和3年9月9日 審査請求

令和3年11月9日 弁明書

令和3年11月24日 反論書

別紙

開示すべき部分

文書名	開示すべき部分
公害防止協定書附属文書 (法人 A)	4. ⑤ 土壌・地下水汚染対策 (1) 現在使用している特定有害物質 (2) 過去に使用していた特定有害物質 (3) 事業所敷地の土壌汚染の恐れ の把握 の非開示部分
公害防止協定書附属文書 (法人 B)	19 頁 (5) 土壌・地下水汚染対策 3) 土壌汚染のおそれがある領域 4) 土壌・地下水汚染対策 (薬品等の保管基準) 5) 地下水の自主管理値 の非開示部分